

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 6 月 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成27年6月1日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正)
日程第6	議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第7	議案第38号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市入湯税条例の一部改正)
日程第8	議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険条例の一部改正)
日程第9	議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第10	議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第11	議案第42号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第12	議案第43号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
日程第13	議案第44号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号)
日程第14	議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第23 議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約について
- 日程第24 議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約について
- 日程第25 議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約について
- 日程第26 議案第57号 動産の取得について
- 日程第27 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会

(9 時 30 分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第36号から議案第58号までの議案23件につきましては、提案理由の説明です。諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、吉本勸曜議員及び上野耕志議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員として出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案23件、諮問4件、報告3件であります。

次に、受理した請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託します。

次に、平成27年第1回定例会から第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長

報告書のとおりであります。

次に、平成27年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係につきまして、

平成27年4月14日火曜日、大阪府吹田市のホテル阪急エキスポパークで、第80回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成26年度近畿市議会議長会会務報告、平成25年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、平成26年度近畿市議会議長会会計の出納検査結果報告、支部提出議案1件の審議、会長提出議案の平成27年度近畿市議会議長会会計予算の審議、役員の選任が行われ、当市は、全国市議会議長会の地方行政委員と選任されました。

その後、次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である奈良県生駒市議会議長の挨拶が行われ、第80回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、元三重県知事で、現在、早稲田大学マニフェスト研究所顧問、北川正恭氏を講師に招き、「地方議会から地方を変える～地方から国を変える～」と題して、研修会が開催されました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長の行政報告をお願いします。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

爽やかな初夏の季節となりました。議員の皆さんには、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成27年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告申し上げます。

まず初めに、市政懇談会についてであります。今年度も区・自治会長会との共催により、7月4日から8月1日までの間、市内18会場で実施いたします。議員各位におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、紀の国わかやま大会リハーサル大会の開催についてであります。昨年度は、国体開催種目のリハーサル大会を実施いたしました。本年度は、第15回全国障害者スポーツ大会のリハーサル大会として、6月7日の日曜日にバレーボール、ボウリング競技の2種目を、市民総合体育館及び紀の川ボウルにおいてそれぞれ開催いたします。このリハーサル大会の運営についても、本番を見据えた中で検証の場と位置づけ取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、ＪＲ岩出駅のトイレ改修についてであります。市政懇談会や議会の一般質問などの要望もあり、市では、和歌山県とともに事業者であるＪＲ西日本和歌山支社への要望と協議を重ねてきたところ、ＪＲ西日本和歌山支社において、県の「和歌山おもてなしトイレ大作戦」の整備補助を活用した改修が進められ、本年3月25日に完成いたしました。この場をお借りしてご報告させていただきます。

次に、職員採用についてであります。今年度は、7月26日を1次試験日として、一般事務職員2名を募集いたします。合格内定者につきましては、面接等の2次試験実施後にご報告させていただきます。

次に、クリーン缶トリー運動イン岩出についてであります。この運動は、市民が一体となって環境美化運動に取り組み「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」を推進し、美化意識の向上及び生活環境の保全に対する認識を深め、市民一人一人が美しいふるさとづくりに貢献するとともに、自主的に美化運動に取り組む機会となることを願って毎年開催しております。第24回目となる今年度も、河川愛護月間中の7月12日の日曜日に、市内5カ所で一斉に清掃活動が実施できるよう現在準備を進めているところであり、多くの市民の方に参加していただけるよう周知啓発に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。県事業である旧和歌山県議会議事堂の修復移転事業の完成が若干おくれ、現状では、年内完成の見込みと聞いております。また、この修復移転事業とあわせて、市事業として平成26年度から進めてまいりました、ねごろ歴史資料館の建設につきましては、基礎工法を再検討する必要が生じたことから、紀の国わかやま国体までの完成ができない状況となってまいりました。このため、これらの事業の竣工につきましては、岩出市誕生10周年記念事業にあわせて、平成28年4月1日にオープンしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、いわでプレミアム商品券の販売についてであります。岩出市商工会からプレミアム率25%の商品券が額面総額3億3,000万円分発行されます。いわでプレミアム商品券の購入予約については、6月22日から7月5日の間に受け付けを行います。また、商品券の利用期間は7月22日から12月31日までの間、岩出市内の大型店舗等を含む約200店舗でご利用できる予定であります。また、商品券販売の周知につきましては、市広報紙、ウェブサイトへの掲載、新聞折り込みチラシ等により市民の皆さんに周知を図ってまいります。

次に、いわで夏まつりについてであります。夏休み最後の花火大会として、例年、多くの方々にご来場いただいております。去る5月12日に開催された、いわで夏まつり実行委員会におきまして、今年度も8月の最終土曜日の29日に開催することが決定されました。引き続き、いわで夏まつりを通じて「活力あふれるまち ふれあいのまち岩出」を市内外にPRしてまいります。

次に、教育関係についてであります。本年度、学校では、特に「学力の向上」「読書活動の推進」「安全・安心な教育の推進」「不登校・いじめ問題への対応」の4点を柱として取り組んでいるところであります。そのような状況の中、4月21日、全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストが実施されました。これらの学力テストにより、児童生徒の学力の全てがはかれるものではありませんが、市の学力状況を見る1つのバロメーターとして捉えることができるものと考えております。この学力テストの結果を踏まえ、今後、さらに児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

また、学力に大きく影響するスマートフォン、携帯電話の使用方法についてであります。5月7日に開催されました岩出市PTA連合会総会において、学習阻害につながらないよう各家庭でのルールづくりを依頼いたしました。今後は、市全体で統一したスマートフォン、携帯電話使用のルールづくりに、学校、教育委員会及び家庭と連携し、取り組んでまいります。

また、紀の国わかやま国体・大会に向け、学校では、全ての都道府県の歓迎のぼり旗を作成するとともに、競技会場を花いっぱいにするための花の栽培を行うなど、子供たちによる「おもてなし」の準備を進めていただいております。

なお、競技会場の整備につきましては、ハンドボール会場となる岩出市立体育館、中央公民館の公共下水道への接続を行い、駐車場の舗装工事をもって国体関連施設の整備工事は完了となります。

今後、早期完成に向けて取り組み、利用される皆さんの安全性・利便性の向上に

努めてまいります。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○井神議長　これで、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5　議案第36号　専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市税条例等の一部改正)　～

日程第27　議案第58号　那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

○井神議長　日程第5　議案第36号　専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)の件から日程第27　議案第58号　那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件までの議案23件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長　ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が9件、条例の一部改正が5件、平成27年度の一般会計を初めとする補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件、工事請負契約の案件が3件、動産の取得の案件が1件、一部事務組合の解散に関する協議案件が1件の計23件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第36号　岩出市税条例等の一部改正、議案第37号　岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第38号　岩出市入湯税条例の一部改正、議案第39号　岩出市国民健康保険条例の一部改正及び議案第40号　岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法を初めとする法令等の一部改正に伴い、所要の改正を要したため、専決処分をしたものであります。

次に、議案第41号　平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号についてですが、既決の予算の総額に2億8,645万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を164億9,070万1,000円としたものであります。

歳入では、歳入実績による各種交付金、地方交付税等のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて補正したものであります。

また、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による工事請負及び購入差額、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金、決算収支見込みによる基金積立金などについて補正したものであります。

なお、繰越明許費補正については、繰り越すべき事業経費の追加及び変更による補正をしたものであります。

次に、議案第42号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額に6,228万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を56億6,106万1,000円としたものであります。

歳入では、療養給付費等負担金や財政調整交付金のほか一般会計繰入金について、歳出では、一般被保険者の療養給付費や療養費のほか一般会計繰出金について、補正したものであります。

次に、議案第43号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から1億3,457万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を27億8,358万4,000円としたものであります。

歳入では、介護給付費に係る国・県支出金や支払基金交付金、一般会計繰入金について、歳出では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などについて補正したものであります。

次に、議案第44号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額から6,990万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を31億9,268万7,000円としたものであります。

歳入では、受益者負担金のほか事業費の確定による下水道事業債や一般会計繰入金などについて、歳出では、工事請負費や移設補償費、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）建設負担金、長期債償還利子などについて、補正したものであります。

以上が、専決処分の承認を求める案件についてであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地籍調査事業の完了に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてであります。半島振興法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について及び議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正については、いずれも、県の補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、平成27年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。が、既決の予算の総額に2,150万円を追加し、補正後の予算の総額を154億8,273万円とするものであります。

歳入では、国庫支出金のほか、人事異動等に伴い派遣職員等給与に係る諸収入について、補正するものであります。

歳出では、人事異動等による人件費のほか、個人番号（マイナンバー）制度に係る通知カード・個人番号カード関連事務負担金、下水道事業特別会計繰出金、学校給食に係る副食加工委託料などについて、補正するものであります。

次に、議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。が、既決の予算の総額に196万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億8,946万円とするものであります。

歳入では、社会資本整備総合交付金や一般会計繰入金、下水道事業債について、歳出では、人事異動等に伴う人件費について、補正するものであります。

次に、議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。が、既決の収益的支出予算の総額に9万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を23億3,237万5,000円とするものであります。その内容は、人事異動等による人件費について、補正するものであります。

次に、議案第53号 市道路線の認定についてであります。が、開発行為による帰属道路2路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号から議案第56号までの岩出市公共下水道下水管布設工事請負契約についてであります。が、予定価格が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 動産の取得についてであります。が、情報系システム再構築事業に伴うサーバーやネットワーク機器等一式の購入について、予定価格が2,000万

円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議についてであります。平成28年3月31日をもって、当該組合を解散することに関し、地方自治法第288条の規定に基づく協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○井神議長 これで、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○井神議長 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件から日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号につきまして、一括して説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成27年6月1日提出

岩出市長 中芝正幸

記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市岡田101番地

氏名 西岡正光

生年月日 昭和23年4月5日生

諮問第2号では、記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市野上野533番地

氏名 藤原正章

生年月日 昭和26年6月29日生

諮問第 3 号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市山 528 番地の 4

氏名 村中隆子

生年月日 昭和 19 年 5 月 12 日生

諮問第 4 号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市根来 1396 番地

氏名 松尾 隆

生年月日 昭和 31 年 6 月 6 日生

でございます。

一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱になっており、その任期は 3 年でございます。委員候補者につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、当該市町村の議会の意見を聞いた上、市町村長が法務大臣に対して推薦を行うこととなっております。

諮問第 1 号では、現委員の岩西雅司氏が、平成 27 年 12 月 31 日付をもって退任されることに伴い、その後任に西岡正光氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見をいただくものでございます。

同氏は、添付しております経歴書にありますように、昭和 43 年 11 月から平成 25 年 3 月までの長きにわたり、和歌山市役所に勤務され、この間、市民税課や総務課等に所属し、広く社会の実情に通じられておられます。また、平成 26 年 1 月から 1 年間、岡田地区の区長を務められ、地域が抱える課題解決や地域活動に熱心に取り組まれるなど、長年の行政経験に加え、地域住民の信頼も厚く、人権擁護にも理解があり、人格高潔で、今後の人権擁護活動にご尽力いただける適任者として推薦したので、ご審議をお願いするものでございます。

諮問第 2 号は、藤原正章氏の任期が本年 9 月 30 日をもって満了、諮問第 3 号並びに諮問第 4 号は、村中隆子氏、松尾 隆氏の任期が本年 12 月 31 日をもって満了いたしますので、藤原正章委員、村中隆子委員、松尾 隆委員を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席から通告した内容を一括してお願いします。

質疑願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 諮問第1号から第4号について、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問について、質疑を行いたいと思います。

今日、人権擁護委員の役割というのは、社会的にも大変重要な位置を示しております。私たちは、人権擁護委員の活動について、広く啓発し、広報していく。そういう中で、岩出市民の人権を守っていくという立場で、この方が活躍されることを切に願うものでありますが、質疑通告の中で、私が今回質疑をしたい点は、まず第1点に、人権擁護委員として過去3年間の相談件数の実態はどうだったのか。2番目に、人権相談を受けた中で、人権侵犯として、事件として取り扱った件数はどうだったのか。また、関連するいじめ・差別・虐待・DV等々の件数について、人権擁護委員のかかわりを教えていただきたいと思います。

次に、広報と啓発についてであります。人権擁護委員会の開催及び人権擁護委員の相互間の研修は、どのように実施をしてくているのか。

また、人権擁護委員会の議事録についてはとっておられるのか。その議事録の公開についてはどのようにされているのか。

3番目に、人権擁護委員の氏名並びに住所、肩書及び連絡先の公開を広く岩出市民に行い、相談しやすい環境をつくるという観点から、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

4番目に、相談日及び場所に関してであります。岩出市の広報紙等では載っております。また、ポスター等も掲示をされておりますが、広く岩出市民が相談日並びに場所に関して、十分ではないのではないかという点が一報ありますので、その点について改善をする必要があると思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

人権擁護委員の活動については、他の関連する委員との連携というものも大切になってきております。この他の岩出市内における公的な委員の連携というのは、どのような状況になっているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

福祉課長。

○広岡福祉課長 ただいまのご質疑にお答えさせていただきます。

1点目の相談件数については、岩出市で行っております人権相談の件数は、平成

24年度、4件、平成25年度、3件、平成26年度、4件です。

2点目の人権侵犯事件についてですが、和歌山地方法務局が発表しております平成26年の人権侵犯事件の状況によりますと、平成26年中に救済手続を開始した事件数は220件となっております。これは県全体の発表となっておりますので、岩出市での発生件数は公表されておられません。

3点目のいじめ・差別・虐待の件数についてですが、和歌山地方法務局が発表しております平成26年の人権侵犯事件の状況によりますと、先ほどの220件のうち、学校におけるいじめは17件、差別的待遇は21件、暴行虐待は29件となっております。

次に、公報と啓発についてであります。1点目の人権擁護委員会の開催についてであります。人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、人権相談や人権啓発活動を行うことを職務としており、委員会を開催して何らかの事項を審議するものではないので、委員会は開催していないと聞いております。

次に、委員相互間の研修についてであります。和歌山人権擁護委員協議会主催研修会のほか、法務局や県、市主催の各種人権啓発事業に参加しておられます。

2点目の委員会議事録の公開についてであります。先ほども申し上げましたとおり、人権擁護委員会自体がございません。

3点目の委員の氏名、住所、肩書及び連絡先の公開についてであります。委員の氏名、大字名については、岩出市ウェブサイトに掲載しております。また、同内容を毎年5月号広報紙に掲載しているところでございます。

4点目の相談日及び場所についてであります。市で行っている特設人権相談につきましては、毎月第2火曜日の午後1時から午後4時まで総合保健福祉センターで開催しています。ただし、6月のみ、本日ですが、6月1日が人権擁護委員の日となっておりますので、本日は午前10時から午後4時まで総合保健福祉センターで開設いたしております。こちらにつきましても広報紙及びウェブサイトに掲載しているところでございます。

5点目の関連する委員との連携についてであります。必要に応じて行政相談委員や民生委員との連携を行っているところでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、過去3年間の相談件数並びに法務局に把握をされている人権侵犯事件、いじめ・差別・虐待の件数、こう見ますと、岩出市内の実態というのが明らか

ではありませんが、この人権侵犯並びに、いじめ・差別・虐待の件数というのは、私は氷山の一角であろうと推測をしております。多くの市民の皆さんが、相談をこれは人権侵害に当たると認識する人の中にも、相談すれば、そのことによって、反面、いろいろなあつれきを生むということが言われております。

そういう意味では、私たちは過去の相談件数を明らかにして、岩出市民に、こういうケースはこういう内容ですというような形で、氏名の公表は別にして、やはり啓発活動の中で公開をしていくということが求められるのではないかと考えております。それについて、お考えをお聞きをしたいと思っております。

また、岩出市内での件数についてはわからないということではありますが、これは法務局において、過去、市町村から委嘱されている人権擁護委員が上げていく件数については、法務局で把握しているわけでありますから、岩出市内の件数についても報告を求め、その対応をしていくことも大切であろうと、そのように考えております。これについてお聞きをしたいと思っております。

それから、公報と啓発についてであります。人権擁護委員会そのものは、それぞれ一人一人が活動するという意味合いも反面あるわけですが、委員会同士において意見交流をし、対応していく、そのことも1つ大切な役割であろうと、私は考えております。

対相談に当たるにおいても1人で対応するのではなくして、複数で対応するというのを原則にすべきだと言われておりますし、ここら辺についても改善する必要があるのではないかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

それから、委員の氏名、住所、肩書、連絡先の広報についてであります。以前は、これは法務局のほうから、委員そのものの内容についてですが、法務省訓令第3号、平成18年9月22日の最終改正文書において、第5条で、人権相談は常設相談所または特設相談所において取り扱うものとする。ただし、人権擁護委員が、その自宅において取り扱うことを妨げないというようにうたわれております。

私は、特設会場だけじゃなくして、自宅においても取り扱うことが可能でありますから、人権擁護委員の自宅の公表も重ねて公表して、市民に市の広報に載せる必要があるのではないかと考えておりますが、それについてお聞きをしたいと思っております。

それから、関連する委員の連携についてですが、人権擁護委員だけじゃなくして、ここの中で、今言われました民生委員とか、行政相談委員等があるわけですが、保護司の皆さんもおられます。いわゆる民生委員とか児童委員、行政相談委員、保護

司の皆さんとの連携を密にして、人権活動の中で、人権侵犯を起こさないというような方針をお持ちであるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

○松下議員 議長、動議お願いします。

○井神議長 松下議員。

○松下議員 今の尾和議員の質疑になりますが、これはちょっと、今の推薦のことについて話をしているわけであって、内容に入っておられますので、ちょっと検討をしていただきたくないというふうに思いますが、いかがですか。

○井神議長 今、松下議員からのありました、尾和議員の質疑に対する内容のことなんですが、しばらくお待ちください。

吉本議員。

○吉本議員 質疑を受けていただいておりますので、議事進行していただきたいと思います。

○井神議長 しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開します。

休憩 (10時15分)

再開 (10時30分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの松下議員の意見は動議でありますので、賛成者を求めます。

ただいまの松下議員の動議について、お諮りいたします。

松下議員の動議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立少数であります。

よって、動議は不成立となりました。

議長より一言申し上げます。

個人の意見を述べないようにお願いいたします。

議事を進めます。

答弁願います。

福祉課長。

○広岡福祉課長 尾和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、具体的な事例をもって啓発してみてもどうかということなんですけども、ご承知のとおり、人権擁護委員さんには守秘義務がございます。内容によっては個

人が特定できてしまうこともございますので、なかなか難しい課題かと思われます。

それから、市の件数を法務局に求めていってはどうかということなんですが、うちのほうでも市の件数を出してくださいとお願いしているんですが、これは出せないという回答をいただいております。

それから、委員会の中で、委員さん同士で研修をとということなんですけども、常に委員さん同士で自己研さんに当たっていただいております。

それから、相談について複数でということなんですが、人権相談の際には、必ず複数の方が参加していただいております。

それから、自宅での人権相談ということなんですけども、連絡先のほうに、福祉課の電話番号も書いておりますので、福祉課のほうへ直接お電話いただいた方で、どうしても人権相談に行けないという方には、直接、人権擁護委員さんのほうに連絡をとらせていただいて、場合によっては、自宅でも受けることができるとなっております。

それから、保護司との連携ということでございますが、保護司さん、それから人権擁護委員さん、双方で必要があれば、それに応じて連携を図っていくようにさせてもらっております。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長ね、質疑じゃありませんが、議長が言われた今の件について、個人の意見を述べないでくださいと言われましたよね。私は個人の意見を全然述べてません。どこの点が個人の意見を述べたのか明確にしてください。そうしないと、個人の意見ではないことを私は言ってるんですから、どこが、これは個人の意見になるのか、その点を明らかにしていただきたい。

質疑の際に、事前に通告をして、なぜ質疑をするかといいますと、この諮問を受けた4名の方について、私は、責任を持ってこういう活動をしてほしいと、背景も含めて考えております。それをただすことが個人の意見なのか、私が条文を取り上げて言ったことが個人の意見なのか、そこを明確にしないと質疑ができないわけがあります。それを踏まえて、すぐ結論は出ないと思いますが、そういう発言については、議長として慎んでいただきたいことを申し添えておきたいと思います。

○井神議長 尾和議員、質疑はないんです。再々質疑はないんですか。

○尾和議員 だから、これから言います。

だから、その点を前提にして言いますと、いずれにしても、今、市のほうから答弁をいただきました。先ほども前段で言いましたように、人権擁護委員の役割というのは大切であり、重要なことでもありますから、その範疇の中で、岩出市民の人権を守っていただけるよう切にお願いして、質疑にしたいと思います。

答弁は結構です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○井神議長　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　諮問の意見として、私の意見を申し添えたいと思います。

人事案件であります。この事案は、人権擁護委員法で人権擁護委員を自治体の首長が、自治体有権者の中から推薦するに当たり、市議会に同意を求めてきた案件であります。

今回、先ほどから、この案件について質疑を行わせていただきました。その結果を踏まえて意見を申し上げたいと思います。

この議案が議会で同意されますと、選出されることになりますが、人権相談なら人権相談日を事前に市民に公表する。過去の相談内容や人権侵犯事件を広く公表し、啓発することも重要であります。議案には、当然のことながら、人権擁護委員の氏名、住所を記しております。履歴が添付されております。そのような中、これらの情報は何ら秘密でもあり得ません。市議会の広報あるいは岩出市の市広報に公開をされ、市民が相談しやすい環境をぜひつくっていただきたいことを希望しまして、

私の諮問に対する意見といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありますか。

(なし)

○井神議長 討論なしと認めます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありますか。

(なし)

○井神議長 討論なしと認めます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありますか。

(なし)

○井神議長 討論なしと認めます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を6月5日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、6月5日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時40分)